# 公益社団法人福岡中部法人会



# ●今月の便に同封している書類(ご案内等)

- 税務研修会(女性部会)のご案内 ◆ 法定調書提出義務者・源泉徴収義務者の方へのお知らせ
- バス日帰りツアーのご案内(長住長丘支部)◆ 草の根租税講座のご案内(長住長丘支部)
- 新設法人説明会のご案内 ◆ 経営セミナーのご案内 ◆ マイナンバー制度講習会のご案内
- 決算事務説明会のご案内 ◆ NHKチャリティ餅つき大会のご案内(草ヶ江支部)
- 法人会 企業保障定期点検活動のご案内 ◆相続 事業承継セミナーのご案内

### ●本部等の行事

月	Ħ	曜		内	容
11	4	水	税の相談日	10:00	~於:事務局会議室
11	9	月	組織小委員会	11:00	~於:事務局会議室
11	10	火	福岡地区五法人会 共催講演会	14:00	~ 於: ソラリア西鉄ホテル
11	12	木	税を考える週間行事	15:00	~於: <sup>ホテルニューオオタニ</sup>   博多
11	17	火	事業研修委員会	15:00	~於:事務局会議室
11	18	水	税の相談日	10:00	~於:事務局会議室
12	2	水	税の相談日	10:00	~於:事務局会議室
12	4	金	決算事務説明会	13:30	~於:事務局会議室
12	7	月	新設法人説明会	13:00	~於:事務局会議室

### ●支部の行事

月	B	曜	ŗ.	内	容						
11	5	木	大手門支部会員増強役員会	18:00	~ ;	於	: 、3、	<	ろ・	うの	森
11	11	水	舞鶴支部役員会	11:00	~ ;	於	事	務	局:	会議	室
11	13	金	草の根租税講座 (長住長丘支部)	10:00	~	於	長	丘	公	民	館
11	16	月	草の根租税講座 (当仁、大濠、港支部)	13:00	~	於	当	仁	公	民	館
11	18	水	草の根租税講座 (笹丘小笹支部)	11:00	~ ;	於	: 小	笹	公	民	館
11	18	水	草の根租税講座 (大楠支部)	10:00	~	於	大	楠	公	民	館
11	19	木	合同バス研修会 (春吉、渡辺通、高砂支部)			於	下	関下	豊	北方	面
11	24	火	バス日帰りツアー (長住長丘支部)			於	糸	島	市;	志 摩	町
12	6	日	NHKチャリティ餅つき大会・ (草ヶ江支部)	10:00	~ ;	於	· Nh	HK花 易	<b>国岡</b> 加	女送局	前

# ●青年部会の行事

月	日	曜		内	容				
11	12	木	役員会	11:00	~於	:	福	新	楼
11	20	金	全法連全国青年の集い		於	:	茨城県立 文化セン	ℤ県民 ′ター	
11	27	金	カップリングパーティ	19:00	~於	:	ハーバ	ービレ	ッジ
12	2	水	忘年会	19:00	~於	:	観	山	荘

# ●女性部会の行事

月	日	曜		内	容
11	20		役員会		~於:事務局会議室
12	3	木	税務研修会〜相続を「想続」 にするために〜	10:00	~於:電気ビル共創館

# (I) 税務カレンダー

#### 11月の税務カレンダー

- ●納期の特例適用源泉徴収義務者を除く全源泉徴収義務者 11月10日
  - 10月支払分給与に係る源泉徴収所得税・復興特別所得税、特別徴収住民税及び報酬・料金等に係 る源泉徴収所得税・復興特別所得税の納期限
- 11月11日~17日 税を考える週間
- ●所得税の予定納税額の減額承認申請期限
- ●9月決算法人 11月30日
  - 法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、地方法人特別税、法人事業所税、法人住民税の確定申告期限・納期限

  - 法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、法人住民税の中間申告期限・納期限

  - ●課税期間3月特例適用の3月、6月、9月、12月決算法人 3月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税の確定申告期限・納期限
  - ●課税期間1月特例適用法人
    - 1月ごとの短縮課税期間に係る消費税・地方消費税の確定申告期限・納期限
  - ●直前課税期間確定消費税額 400 万円超 4,800 万円以下の3月、6月、12 月決算法人
  - 3月ごとの消費税・地方消費税の中間申告期限・納期限 ●直前課税期間確定消費税額 4,800 万円超の 8 月、 9 月決算法人を除く法人 1月ごとの消費税・地方消費税の中間申告期限・納期限
  - ●所得税の予定納税の第2期分納期限
  - ●個人の事業税の第2期分納期限
  - ●国民健康保険税又は国民健康保険料の第6期分納期限
  - ●固定資産税・都市計画税の第4期分納期限

# (Ⅱ) 知らないと損する税情報

# 国外居住親族―扶養控除等には親族関係書類及び送金等関係書類の提出が必要です!

税理士 衛 藤 政 憲

平成28年1月1日はマイナンバー制度の運用開始の日ですが、同時に平成27年度の所得税法改正事項の1つの適用 開始日でもあります。

その改正事項というのは、給与等又は公的年金等の源泉徴収及び給与等の年末調整において、非居住者である親族(国内に住所を有しない親族。以下「国外居住親族」といいます。)に係る扶養控除、配偶者控除、障害者控除又は配偶者特別控除(以下「扶養控除等」といいます。)の適用を受ける居住者は、「親族関係書類」(その国外居住親族が親族に該当する旨を証する書類)及び「送金等関係書類」(その国外居住親族がその居住者と生計を一にする事実を明らかにする書類)を源泉徴収義務者に提出又は提示(外国語により作成された書類はその翻訳文を含みます。)しなければならないこととされたというものです。

この改正に伴う「平成28年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の様式が国税庁から9月25日に公表されましたが、そこには給与支払者の法人(個人)番号、申告書提出者の個人番号、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族(16歳以上)の個人番号及び16歳未満の扶養親族の個人番号を記載する欄とともに、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族(16歳以上)について「非居住者である親族」及び「生計を一にする事実」、16歳未満の扶養親族について「控除対象外国外扶養親族」の欄が設けられています。

この「平成28年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」については、平成28年の最初の給与等の支払日の前日までに源泉徴収義務者に提出することとされていますが、通常その用紙は年末調整前(本年11月、12月)に配布され回収されますので、今回はこの国外居住親族に係る扶養控除等の適用に関して特に重要な書類となる「親族関係書類」と「送金等関係書類」に関する事項について概要を確認したいと思います。

#### 1 親族関係書類に関する事項

(1) 親族関係書類とされる書類

次の①又は②のいずれかの書類で、その国外居住親族が居住者(国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて 1年以上居所を有する個人で、ここでは扶養控除等申告書を提出する者ということになります。)の親族(民法 の規定による6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)であることを証するものが親族関係書類とされます。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券(パスポート)の 写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。)

# (2) 留意すべき事項等

- イ 国外居住親族の旅券の写しを除き、原本の提出又は提示が必要です。
- ロ 運転免許証などの身分証明書類は、前記(1)の①の書類に該当しません。
- ハ 旅券の写しは、国外居住親族の氏名、生年月日等の身分事項が記載されているページの写しが必要です。
- ニ 前記(1)の②の書類には、戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書などが該当します。フィリピン共和国の バランガイ組織(州、市・町に次ぐ地方自治体)が発行するバランガイ証明書も該当します。
- ホ 2 親等以上の親族関係を証明する場合など一つの親族関係書類だけで居住者の親族であることが証明できない場合には、複数の書類を組み合わせて証明することとなります。

## 2 送金等関係書類に関する事項

(1) 送金等関係書類とされる書類

次の書類で、居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各

人に行ったことを明らかにするものが送金等関係書類とされ、これにより生計を一にする事実が確認されること となります。

- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により居住者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、クレジットカード発行会社が交付したカード を提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の 金銭をその居住者から受領した、又は受領することとなることを明らかにする書類

# (2) 留意すべき事項等

- イ その年において複数回の送金を行っている場合、原則、全ての「送金等関係書類」を提出又は提示する必要があります。
- ロ 各人分を一人の代表者にまとめて送金している場合や共同名義口座に送金している場合のその送金に関する書類は、各人別ではありませんので各人に係る「送金等関係書類」には該当しません。
- ハ 数年分をまとめて送金しても、送金した年の「送金等関係書類」とされます。

# 3 親族関係書類と送金等関係書類に共通する事項

#### (1) 提出又は提示の時期

「平成28年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に関する親族関係書類は同申告書の提出時に、送金等関係書類は年末調整を行う時に提出又は提示することとなります。このため、扶養控除等申告書の「非居住者である親族」欄は該当するのであれば提出時に「○」を記載し、「生計を一にする事実」欄は年末調整の際にその年に国外居住親族へ送金した金額の合計額を記載することとなります。

## (2) 扶養親族が留学する場合

その留学が継続して1年以上にわたり国外に居住することを通常必要とするものでない場合には、その親族は 国外居住親族に該当しません。

なお、1年未満の短期留学の場合でも別居している場合には、送金等の書類により生計を一にしていることの確認は行われます。

※ 「国外居住親族に係る扶養控除等Q&A (源泉所得税関係)」 (平成27年9月国税庁) ほか10月20日現在の 国税庁の関係資料により記載しています。



# 福岡中部法人会が取り組んでいる主な事業

事業名	事業の目的と概要	開催要領	参加費等
経営セミナー	経営者のリーダーシップと危機管理能力、管理能力の充実、向 上	2 回または 3 回 (年)	無料・有料
新社会人セミナー	新規に採用された社員に対し、接客、電話等のビジネスマナー と日常業務の効率的な作業の進め方等	1 回 (年)	有料
新設法人説明会	新たに設立された法人及びこれから起業しようとする人を対象 に国税、地方税等の基本的な仕組み等	2 回 (年)	無料
決算事務説明会	法人税と消費税に関する決算と確定申告に当たっての留意点等	4 回 (年)	無料
パソコン講座	日常業務に必要なパソコン操作の基本と専門的技術の習得	1 回 (年)	有料
改正税法説明会	税制改正内容の説明と税務処理等	1 回 (年)	無料
医療健康セミナー	健康についての知識と自己による健康管理の実践	1 回 (年)	無料
新任者のための税務 講座	新たに給与事務等に携わる人を対象に社会保険と所得税、源泉 徴収事務の基本的事項	1 回 (年)	無料
税務研修会	交際費、役員給与、印紙税、消費税等の実務的な研修	1 回 (年)	無料
租税教室	小学生の税の勉強会	小 学 校 (15 校位)	
婚活支援	結婚願望のある未婚者の集団見合いの場の設定	3 回 (年)	有料
草の根租税講座	地域のお年寄りや主婦を対象とした身近な税の勉強会	年1回(各支部)	無料
「税を考える週間」 協 <b>賛</b> 行事	税金クイズや講演会、音楽演奏等	1 回 (年)	無料
税に関する絵はがき の表彰	小学生の税の絵はがきの作成と展示、表彰	1 回 (年)	
職場体験学習	中学生に企業の職場を実地体験	中学校(17 校)	
税の相談日の開設	会社に勤める人の相続税や所得税等の個人に関わる税金につい ての相談	2 回 (月)	無料
花いっぱい運動	明るい町づくりと地域企業と住民が一体となることを目的	随時	無料
献血運動	毎年2月または3月に実施	1 回 (年)	
会員の福利厚生事業	会員である企業の福利厚生制度の充実と経営の安定、安心を目的として次の事業を行っている。  ☆経営者大型保障制度 ☆がん・医療保険制度  ☆ビジネスガード制度 ☆貸倒保障制度		
会員の交流を図るた めの事業	☆新春講演会及び会員のつどい ☆共催講演会 ☆会員交流会 ☆施設等見学会		

※詳しい事業の内容、開催日時は…

福岡中部法人会で

